

地歴 問

地理歴史等

平成 31 年度 (前期日程)

注意事項

- 「解答はじめ」というまで、この問題冊子を開いてはいけません。
- 問題は 1 冊(本文 21 ページ、下書き用紙 2 枚)で、解答用紙は 1 枚です。下書き用紙は問題冊子の中に挟み込んであるので、引き抜いて使っても構いません。なお、問題冊子と下書き用紙は持ち帰って構いません。
- すべての解答用紙に受験番号を書きなさい。なお、受験番号は、次の要領で明確に記入すること。

(例) 1) 受験番号 50001 番の場合 →

5	0	0	0	1
---	---	---	---	---

- 1) 世界史、2) 日本史、3) 地理、4) 倫理、政治・経済、5) ビジネス基礎、以上 5 科目のうちから 1 科目を選んで答えなさい。さらに、選択科目の番号を受験番号の隣の欄に書きなさい。

(例) 2) 日本史を選んだ場合 →

					2
--	--	--	--	--	---

- 解答は、解答用紙の所定の位置に横書きで書きなさい。他のところに書いても無効になります。また、字数などの指示がある場合は、その指示に従って書きなさい。なお、字数制限がある場合、算用数字及びアルファベットに限り、1 マスに 2 文字入れることができます。それ以外の句読点や問題番号には 1 マスを使用すること。ただし、例えば「問 1」ならば「1」とのみ書いても構いません。なお、問題番号は問題ごとに指定された解答字数に含めます。

(例) 3)

I の「問 1」の場合 →

I	1	5

倫理、政治・経済

I 次の文章を読み、下の問い合わせに答えなさい。

「啓蒙」の過程が、「自然支配」の歴史であるとすれば、つまり技術によって「外なる自然」を、道徳によって「内なる自然」を、支配してきた主体の自己確立過程だとすれば、そういう啓蒙が神話へ、文明が野蛮へと反転する「啓蒙の弁証法」の局面は、「自然の反乱」と特徴付けられるだろう。その場合「内なる自然」の反乱としての攻撃本能を、「自我」や「超自我」による規範的統制によって押さえつけようとするのは、古い理性主義道徳の反復に過ぎない。むしろそういう攻撃性の荒れ狂う悲惨な現状を直視し、そこから内在的に、批判的活力を見出すことが重要だとすれば、フロイトのペシミズムこそが、むしろアクチュアリティを持つ、というのがXの考えなのだ。

(徳永恂著『現代思想の断想—「神なき時代」の模索』より引用)

問 1 Xは、もう一人の哲学者とともに下線①と同名の著作を著した哲学者の名前である。この著作の著者二人の名前と、彼らを中心に形成された研究者グループの呼称について明記しながら、この二人が理性とナチスの蛮行の関係をどのように理解したのかを説明しなさい。(200字以内)

問 2 下線②は、Xの視点からフロイトの理論について述べたものであるが、フロイトにおける「『自我』や『超自我』による規範的統制」について説明しなさい。その際、文章中で「ペシミズム」(悲観主義)と呼ばれている理由が理解できるように解答しなさい。(200字以内)

II 次の文章を読み、下の問いに答えなさい。

身体にたとえて、政治部門が心臓と動脈に当たるとすれば、司法部門は静脈に当たると言えよう。既に触れた政治改革、行政改革等の一連の改革は、いわば心臓と動脈の余分な附着物を取り除き、血液が勢いよく流れるよう、その機能の回復・強化を図ろうとするものである。この比喩によるならば、司法改革は、従前の静脈が過小でなかつたかに根本的反省を加え、21世紀のあるべき「この国のかたち」として、その規模及び機能を拡大・強化し、身体の調和と強健化を図ろうとするものであると言えよう。

憲法は、国会、内閣と並んで、裁判所を三権分立ないし抑制・均衡システムの一翼を担うにふさわしいものとすべく、民事事件、刑事事件についての裁判権のほか行政事件の裁判権をも司法権に含ませ、更に違憲立法審査権を裁判所に付与した（第81条）。裁判所は、これらの権限の行使を通じて、国民の権利・自由の保障を最終的に担保し、憲法を頂点とする法秩序を維持することを期待されたのである。裁判所がこの期待に応えてきたのかについては、必ずしも十分なものではなかつたという評価も少なくない。前記のように、静脈の規模及び機能の拡大・強化を図る必要があるという場合、その中に、立法・行政に対する司法のチェック機能の充実・強化の必要ということが含まれていることを強調しておかなければならぬ。

行政に対する司法のチェック機能については、これを充実・強化し、国民の権利・自由をより実効的に保障する観点から、行政訴訟制度を見直す必要がある。このことは個別の行政過程への不当な政治的圧力を阻止し、厳正な法律執行を確保しつつ、内閣が戦略性、総合性、機動性をもって内外の諸課題に積極果敢に取り組むという行政府本来の機能を十分に発揮させるためにも重要である。

違憲立法審査制度については、この制度が必ずしも十分に機能しないところがあつたとすれば、種々の背景事情が考えられる……。

(「司法制度改革審議会意見書—21世紀の日本を支える司法制度—」(2001年)から抜粋)

問 1 下線部①に関連して、大日本帝国憲法のもとでの司法権及び違憲立法審査権について説明しなさい。(150字以内)

問 2 下線部②に関連して、日本国憲法のもとでの違憲立法審査制度が十分に機能してこなかった「種々の背景事情」と考えられることについて説明しなさい。(250字以内)

III 次の文章を読み、下の問い合わせに答えなさい。

日本では、人口減少と高齢化が同時に進行している。2008年に約1億2千8百万人に達した日本の人口は減少を始め、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、2065年には約8千8百万人になると予測されている(2017年「日本の将来推計人口」の出生中位・死亡中位の仮定の下での推計値)。同推計によれば、総人口が減少する一方で、65歳以上の高齢者数は、2042年まで増え続け、65歳以上の高齢者が総人口に占める割合は、2065年には38.4%に達すると予測されている。

それが日本社会にもたらす懸念の一つは、年金、医療、介護、生活保護などの社会保障制度の持続可能性の問題、つまり、政府が現在と同等の社会保障の水準を維持できなくなる可能性があるという問題である。

問 1 社会保障のための給付は、日本政府が1973年を福祉元年と位置づけて社会保障制度を拡充して以来、急速に増加してきた。日本政府が1973年に福祉元年を掲げ、社会保障制度を拡充させた背景及び理由を説明しなさい。(200字以内)

問 2 人口減少と高齢化が、日本の社会保障制度の持続可能性を脅かすと言われるのはなぜか。日本の社会保障制度の特徴、そして人口減少と高齢化が日本経済に及ぼす影響について言及しながら、説明しなさい。(200字以内)

